

| | | |
|---------------------------|-------------------------|-----------|
| さいたま市 選挙管理委員会 告示番号 | さいたま市選挙管理委員会告示名 | 公布年月日 |
| さいたま市 選挙管理委員会 告示第5号 | さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示 | 令和2年3月10日 |

さいたま市選挙管理委員会告示第5号

さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月10日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大 倉 浩

さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示

さいたま市公職選挙執行規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示) 第17条 [略] 第17条の2 令第49条の7 <u>において読み替えて適用される令第25条の規定による告示は、様式第19号の2によるものとする。</u> | (投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示) 第17条 [略] 第17条の2 令第49条の7の規定による告示は、様式第19号の2によるものとする。 |
| (繰延投票) 第23条 [略] 2 [略] 3 [略] 4 令第48条 <u>第2項から第4項までの規定による通知は、様式第31号によるものとする。</u> | (繰延投票) 第23条 [略] 2 [略] 3 [略] 4 令第48条 <u>第1項</u> の規定による通知は、様式第31号によるものとする。 |
| 様式第31号(その1)(第23条関係) (市委員会が区委員会、 <u>数区合同開票管理者及び選挙長</u> に通知する場合) [略] さいたま市何区選挙管理委員会委員長 <u>(数区合同開票管理者)</u> 様 <u>(何選挙選挙長)</u> [略] 年 月 日執行の何選挙において、さいた | 様式第31号(その1)(第23条関係) (市委員会が区委員会に通知する場合) [略] さいたま市何区選挙管理委員会委員長 <u>様</u> [略] 年 月 日執行の何選挙において、さいた |

| | |
|---|---|
| <p>ま市何区の第何投票区は次の期日に繰り延べ（再投票）するよう定められた<u>（定めた）</u>ので通知します。 [略]</p> <p>様式第31号（その2）（第23条関係） （区委員会が投票管理者<u>及び</u>開票管理者に通知する場合） [略]</p> <p>何投票区投票管理者 （何開票区開票管理者） 様</p> | <p>ま市何区の第何投票区は次の期日に繰り延べ（再投票）するよう定められたので通知します。 [略]</p> <p>様式第31号（その2）（第23条関係） （区委員会が投票管理者、<u>開票管理者及び選挙長</u>に通知する場合） [略]</p> <p>何投票区投票管理者 （何開票区開票管理者） 様 <u>（何選挙選挙長）</u></p> |
|---|---|

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会事務局

「告示期間の期限日（令和2年3月24日まで）」